

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 元 年 十 二 月 二 十 六 日

規 則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十四号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職員の区分		技 能 労 務 職 給 料 表				
職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
1	1	円 134,700	円 187,000	円 209,100	円 256,200	円 285,400
2	2	円 135,600	円 188,500	円 210,300	円 257,500	円 287,300
3	3	円 136,600	円 190,000	円 211,700	円 258,700	円 289,000
4	4	円 137,500	円 191,400	円 213,000	円 259,800	円 290,600
5	5	円 138,500	円 192,600	円 214,400	円 260,700	円 292,500
6	6	円 139,500	円 194,100	円 215,800	円 261,900	円 294,200
7	7	円 140,600	円 195,600	円 217,200	円 263,000	円 295,900
8	8	円 141,600	円 197,000	円 218,600	円 264,200	円 297,500

目 次

規 則

○岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

（人事課） 一ページ

○知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

（同） 四

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

（同） 四

告 示

○知事指定薬物の指定の失効

（業務水道課） 四

85	224,600	263,500	297,000	322,700		
86	225,000	263,800	297,600	323,100		
87	225,500	264,100	298,200	323,400		
88	226,200	264,400	298,800	323,600		
89	226,700	264,600	299,100	323,800		
90	227,200	264,800	299,600	324,100		
91	227,700	265,200	300,100	324,400		
92	228,100	265,400	300,600	324,700		
93	228,600	265,700	301,000	324,900		
94	229,000	266,100	301,500	325,200		
95	229,400	266,500	302,000	325,500		
96	229,700	266,900	302,500	325,700		
97	230,000	267,100	302,800	325,900		
98	230,500	267,400	303,200	326,200		
99	231,000	267,600	303,700	326,500		
100	231,500	267,900	304,200	326,700		
101	231,900	268,200	304,600	326,900		
102	232,400	268,400	305,000			
103	233,000	268,700	305,300			
104	233,600	269,000	305,700			
105	234,000	269,200	306,000			
106	234,500	269,400	306,400			
107	234,800	269,700	306,800			
108	235,300	269,900	307,200			
109	235,500	270,200	307,500			
110	235,900	270,500	307,900			
111	236,400	270,800	308,300			
112	236,800	271,000	308,600			
113	237,000	271,200	308,800			
114	237,500	271,500	309,100			
115	238,000	271,700	309,400			
116	238,500	271,900	309,600			
117	238,800	272,200	309,800			
118	239,300	272,500	310,100			
119	239,700	272,800	310,400			
120	240,100	273,100	310,600			
121	240,500	273,300	310,800			
122		273,500	311,100			
123		273,800	311,400			

再任用職員					
	124	274,100	311,700		
	125	274,300	311,900		
	126	274,500	312,200		
	127	274,800	312,500		
	128	275,100	312,700		
	129	275,300	312,900		
	130	275,500	313,200		
	131	275,800	313,500		
	132	276,100	313,700		
	133	276,300	313,900		
	134	276,500			
	135	276,800			
	136	277,100			
		277,300			
	137				
		197,300	208,700	227,500	248,700
					280,000

別表第三の二中

464748495051

に

575757575858595960

474748495051

を

454646

606161626263

を

5657575757585858595959

59606061

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十一年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。（経過措置）

2 適用日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間にあって、この規則による改正前の岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員等及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた技能職員等のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の規則の規定による号給に達しないものの、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。 3 施行日から令和二年三月三十一日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員等及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあつた技能職員等のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められるものの、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。 （給与の内払） 4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与（岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（平成二十七年岐阜県規則第九号。以下「平成二十七年改正規則」という。）附則第七項及び第八項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、改正後の規則の規定による給与（平成二十七年改正規則附則第七項及び第八項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。 令和元年十二月二十六日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県規則第八十五号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年岐阜県条例第	二十号）第一条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第二項及び第三項の規定の施行期日は、令和元年十二月二十六日とする。 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。 令和元年十二月二十六日 岐阜県知事 古 田 肇 岐阜県規則第八十六号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年岐阜県条例第二十一号）の施行期日は、令和元年十二月二十六日とする。 告 示 岐阜県告示第四百二号 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。 令和元年十二月二十六日 岐阜県知事 古 田 肇 一 失効する知事指定薬物の名称 1 メチルニ、ニ、（五）フルオロベンチル、一、H、インドール、ニ、カルボキサミド、ニ、フェニルプロパノート及びその塩類（通称MPHP、ニ、ニ〇一、
--	---

M P H P (二〇一)

2 ニ、(ブチルアミノ)・一、(四 クロロフェニル) プロパン、一、オン及びその塩類(通称四 Chloro N butylcathinone)

3 ニ、一、(エチルアミノ) シクロヘキシル「フェノール及びその塩類(通称三 HO PCE

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

令和元年十二月二十七日

令和元年十二月二十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社